

## 静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）に基づき、静岡県知事が行う高濃度PCB廃棄物の処理に係る不利益処分等（以下「行政処分」という。）の基準と事務手続を明確にすることにより、行政処分の公正を保ち、その透明性の向上を図るとともに、PCB廃棄物の適正処理を推進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱における用語の定義は、PCB特措法に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 所有者 静岡県内（政令市を除く。）において、PCB特措法第2条第5項で規定する保管事業者及び同条第6項で規定する所有事業者で同法第18条第3項又は第20条第2項の適用を受ける者
- (2) 処理施設 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設

(行政処分の種類)

**第3条** この要綱における行政処分の種類及び意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 改善命令 PCB特措法第12条に規定され、高濃度PCB廃棄物の所有者に対し、期限を定めて当該高濃度PCB廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命令すること。
- (2) 代執行 前号の場合において、高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、PCB特措法第13条第1項各号のいずれかの規定に該当すると認められるとき、知事が自らその処分等措置の全部又は一部を講ずること。

(行政処分の基準)

**第4条** 改善命令及び代執行の基準は、別表のとおりとする。

(改善命令)

**第5条** PCB特措法第24条第1項に規定する報告徴収及び同法第25条第1項に規定する立入検査等により、所有者が別表の処分の要件1又は2に該当する場合には、PCB特措法施行規則（平成13年環境省令第23号）第18条各号に規定する事項を記載した改善命令書を所有者に発出する。

2 前項に掲げる改善命令が講じられていることについて、確実な方法により確認を行う。

3 改善命令が講じられていないと認める場合には、原則として、PCB特措法第12条に規定する改善命令違反として、捜査機関と協議の上、厳正に対処するとともに、PCB特措法第13条に規定する代執行の実施に向けた手続を開始する。

(弁明の機会の付与)

**第6条** 改善命令を行う際は、原則として、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会の付与することとし、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、弁明書の提出期限の7日前の日までに、行政手続法第30条に規定する書面を通知する。

2 前項の規定は、公益上、緊急に改善命令を行う必要があるため、弁明の機会の付与に係る手続を執ることができないときは適用しない。

3 弁明の機会の付与の手続は、この要綱の規定によるほか、行政手続法及び静岡県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年規則第71号）に定めるところにより行う。

(代執行)

**第7条** 別表の処分の要件3、4、5又は6の場合には、PCB特措法第13条第1項に規定する代執行を実施する。別表の処分の要件5の場合は、相当の期限を定めてPCB廃棄物の処分その他必要な措

置（以下「処分等措置」という。）を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは知事が当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用を徴収することがある旨をあらかじめ、公告する。

2 代執行に要した費用については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用して所有者から徴収する。

（行政処分公表）

**第8条** 改善命令を行ったときは、速やかにその事実を公表する。

（雑則）

**第9条** 本要綱の実施に際して、手続等の細目については「静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分実施要領」によるものとする。

## 附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。

別表 行政処分の基準（第4条関係）

処分の要件	処分の内容
<p>1 1台当たり3kg以上の変圧器類・コンデンサー類、PCB油（試薬やサンプル油等少量のものを除く。）及びPCBが付着した金属製の保管容器であって、そのPCB濃度が「高濃度」であるものの場合</p> <p>① 令和4年3月31日までに、高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を処理施設に委託しなかったとき。</p> <p>② PCB特措法第10条第3項の規定に基づき、令和5年3月31日までに高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処理施設に委託することとしたにもかかわらず、処分又は処理施設に委託する見込がないとき。</p>	<p>改善命令</p> <p>高濃度PCB廃棄物の処分その他必要な措置を構すべきことの命令</p>
<p>2 照明器具の安定器類、1台当たり3kg未満の小型電気機器、ウエス、汚泥、その他の汚染物、PCB油が付着した樹脂製の保管容器であって、そのPCB濃度が「高濃度」であるものの場合</p> <p>① 令和3年3月31日までに、高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を処理施設に委託しなかったとき。</p> <p>② PCB特措法第10条第3項の規定に基づき、令和4年3月31日までに高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処理施設に委託することとしたにもかかわらず、処分又は処理施設に委託する見込がないとき。</p>	
<p>3 「改善命令に係る処分等措置を講じないとき」として、改善命令を受けた所有者から、改善命令に示した期限までに、処理施設との処分委託契約書の写しの提出がないとき。</p>	<p>代執行</p>
<p>4 「改善命令に係る処分を講ずる見込みがないとき」として、改善命令を受けた所有者が、改善命令に示した措置を講じないとする意思を明確に表示しているときや、措置をするための経理的基礎がないときなど、改善命令に示した期限までに、措置が講じられないことが客観的に明らかなきとき。</p>	
<p>5 「過失がなく処分等措置を命ずべきものを確知することができないとき」として、保管事業者の破産、死去、相続等に起因して、通常必要とされる行政調査等によっても、PCB廃棄物を期限内に処理する法的な義務を有する所有者を知ることができないとき。</p>	
<p>6 「処分等措置を講ずるいとまがないとき」として、所有者の明確化、改善命令の発出に必要な手続、命令の履行に要する時間等を含めた改善命令の発出から履行までに最低限要すると想定される時間等に鑑み、計画的処理完了期限の90日前以降のとき。</p>	



## 静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分実施要領

(目的)

**第1条** この要領は、静岡県ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の適正処理に係る行政処分要綱（以下「処分要綱」という。）の実施に際して、事務手続等の必要な細目について定めることを目的とする。

(報告徴収、立入検査等)

**第2条** PCB特措法に基づく改善命令又は代執行を行うに当たっては、必要に応じて、あらかじめ、PCB特措法に基づく改善命令又は代執行の対象となるか否かについて明確化するため、所有者又はPCB廃棄物の疑いのある物を所有する者その他の関係者に対し、PCB廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めるとともに、県職員が事務所、事業場及びその他の場所に立ち入り、帳簿書類及びその他の物件の検査を実施し、又は試験の用に供するのに必要な限度においてPCB廃棄物（疑いのある物を含む。）を無償で収去する。

2 立入検査等をする県職員は、立入検査等に際し、身分及び根拠法規を示した立入検査証を携帯し、かつ、関係者に提示する。

3 報告徴収又は立入検査等を行う場合には、報告拒否、虚偽報告、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避による違反行為を行った場合には刑罰が科され得ることを明示し、実際に違反行為がなされた場合には、捜査機関と協議の上、厳正に対処する。

(報告徴収、立入検査等の対象)

**第3条** 前条第1項に規定する「PCB廃棄物の疑いのある物」とは以下のとおりとする。

(1) 昭和28年から昭和47年までに製造された変圧器及びコンデンサー

(2) 昭和32年から昭和47年までに製造された照明器具の安定器

(3) その他、PCB廃棄物掘り起こし調査マニュアルに沿って実施した所有者調査等によりPCB廃棄物又はPCB使用製品である蓋然性が高いと判断されたもの。

(報告徴収、立入検査の内容)

**第4条** 報告徴収、立入検査は、次に掲げる事項に基づき実施する。

(1) 保管されている事業場への立入検査によって、確実に高濃度PCB廃棄物が保管されていることを確認し、立入検査の目的を達成するために必要な限度で対象となる廃棄物の保管の状況を撮影する。

(2) 立入検査の際には、高濃度PCB廃棄物の保管等に関し、帳簿類（処分の委託に必要な資力が事業者にあるか判断するために必要な貸借対照表、損益計算書等の書類を含む。）その他物件を検査する。

(3) 高濃度PCB廃棄物（疑いのある物を含む。）を収去する場合は、収去証を保管事業者等に交付する。

(4) 保管事業者等に対する指導又は助言の経緯については、電話や対面により口頭で行ったものを含め、記録簿等作成しておく。

(改善命令の発出)

**第5条** 改善命令の発出は、次に掲げる事項に基づき実施する。

(1) 改善命令書は別紙様式により行うものとする。

(2) 報告徴収、立入検査を実施した結果を踏まえ、履行期限を命令日より起算して30日以内の期間に定める日をもって指定する。

(3) 改善命令の対象となる所有者が中小企業等の軽減制度の対象となる場合には、その申請から決

定までに要する期間を考慮して、履行期限を命令日より起算して60日以内の期間に定める日をもって指定する。

- (4) 改善命令書の送達は、法人の代表者に対して配達証明をもって行うのを原則とするが、法人が破産宣告を受けている場合には破産管財人に、清算中の場合には清算人に対して送付する。また、受領を拒否した場合には、送達すべき場所の郵便受箱等に命令書を置いて送達することができる。なお、この場合には複数の職員でこれを実施し、送達された様子を写真撮影するなどにより記録作成しておく。

(改善命令の履行の確認)

**第6条** 改善命令の履行の確認は、場合によっては報告徴収又は立入検査を実施した上で、委託契約書の書面を確認すること等により行う。

(弁明の機会の付与)

**第7条** 弁明の機会の付与は、静岡県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年規則第71号）第17条の規定により通知する。

(代執行)

**第8条** 処分要綱第7条第1項に規定する公告は、県公報への掲載、又は改善命令の履行期限と同程度の履行期限を命令日より起算して30日以内の期間に定める日をもって公報用の掲示板に掲示すること若しくは代執行を実施する場所に掲示板を立てて掲示を行うことのいずれかにより実施する。

- 2 公告の期間は、30日間を原則とするが、計画的処理完了期限までに残された期日及び必要な手続きに応じて設定する。

所在地（法人特定のため必要）  
法人名（代表者名不要、＜御中＞不要）

静岡県知事 氏 名

## 改 善 命 令 書

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により、下記のとおり処分等措置を講ずることを命令する。

なお、この命令に違反した場合には、法第33条第1項の規定により罰せられることがある。

### 記

- 1 講ずべき処分等措置の内容
- 2 命令の履行期限
- 3 命令を行う理由
- 4 措置を講じないとき

（教示）

この処分について不服があるときは、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができる。

#### 1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対してすることができる。ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、審査請求をすることができない。

#### 2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告（訴訟においては静岡県知事が静岡県の代表者となる。）として提起することができる。ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、上記1の審査請求を行った場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の取消しの訴えを提起することができない。

担 当  
電話番号